

自立支援医療費受給者証（精神通院医療）をお持ちの方へ
お持ちの受給者証の有効期間が自動延長されます

- 👉 **新型コロナウイルス対策のための期間限定の措置**として
下の①②をどちらも満たす方は、お手持ちの受給者証の有効期間の終了日
が、自動的に1年間延長されます。継続(更新)手続きは不要です。

- ① 現在自立支援医療費受給者証（精神通院医療）をお持ちの方
② 自立支援医療費受給者証の有効期間の終了日が
令和2年3月1日～令和3年2月28日までの方

- 👉 自動継続分の受給者証の再発行は行いません。
有効期間の終了日を読み替えますので、お手持ちの受給者証をそのままご
利用ください。（大阪市・堺市に在住の方は、両市が発行します）
終了日以外の記載内容は、そのまま持ち越します。
（詳しくは裏面をご覧ください。）
- 👉 有効期間を自動延長した場合、次回継続時の診断書の要・不要については、
元の受給者証に記載のとおりとします。
- 👉 すでに継続(更新)手続きが完了している場合は、特に対応は必要ありません。
- 👉 **変更手続きは従来どおり申請や届け出が必要**です。
（保険・所得区分・医療機関・住所等の変更）
変更内容を反映した受給者証を発行します。
※通常どおりの継続申請も受け付けています。

【作成元】大阪府こころの健康総合センター 総務課
自立支援医療担当 tel: 06-6691-3749

（裏面もご参照ください）

(例) お手持ちの受給者証の見方

自立支援医療受給者証 (精神通院)									
公費負担者番号							医療用(2年目) (次回継続申請時に診断書の提出が必要です。)		
自立支援医療費受給者番号							フリガナ		
氏名							住所		
健康保険証の記号及び番号							保険者名		
重症かつ継続							フリガナ		
保護者(受給者が18歳未満の場合記入)							フリガナ		
氏名							住所		
通院							所在地・電話番号		
薬局							所在地・電話番号		
指定医療機関名							所在地・電話番号		
自己負担上限額							月額		
有効期間							令和元年8月1日 から 令和2年5月31日 まで		
上記のとおり認定する。 令和元年5月15日 大臣府知事 吉村 洋文									

この記載内容は持ち越し。
左記の例では、次回継続時には
診断書の提出が必要です。

受給者番号、健康保険内容、
所得区分、指定医療機関名等、
有効期間の終期以外の内容は変わり
ません。
**変更が生じる時は、通常通り変更申
請または届出が必要**です。
変更内容を反映した受給者証を発行
します。

左記の例では、有効期間の終期
(令和2年5月31日)を
1年延長し、
「令和3年5月31日」
と読み替えます。

有効期間の読み替え(例)

現在お持ちの受給者証の有効期間				適用後(読み替えて下さい)				
令和元年	4月	1日	～ 令和2年	3月	31日	～ <u>令和3年</u>	3月	31日
令和元年	5月	1日	～ 令和2年	4月	30日	～ <u>令和3年</u>	4月	30日
令和元年	6月	1日	～ 令和2年	5月	31日	～ <u>令和3年</u>	5月	31日
令和元年	7月	1日	～ 令和2年	6月	30日	～ <u>令和3年</u>	6月	30日
令和元年	8月	1日	～ 令和2年	7月	31日	～ <u>令和3年</u>	7月	31日
令和元年	9月	1日	～ 令和2年	8月	31日	～ <u>令和3年</u>	8月	31日
令和元年	10月	1日	～ 令和2年	9月	30日	～ <u>令和3年</u>	9月	30日
令和元年	11月	1日	～ 令和2年	10月	31日	～ <u>令和3年</u>	10月	31日
令和元年	12月	1日	～ 令和2年	11月	30日	～ <u>令和3年</u>	11月	30日
令和2年	1月	1日	～ 令和2年	12月	31日	～ <u>令和3年</u>	12月	31日
令和2年	2月	1日	～ 令和3年	1月	31日	～ <u>令和4年</u>	1月	31日
令和2年	3月	1日	～ 令和3年	2月	28日	～ <u>令和4年</u>	2月	28日

※ 上記表左の有効期間の受給者証をお持ちの方は、
今回に限り継続(更新)手続きなく受給者証をご利用いただけます。

経過的特例の取り扱いについて

市町村民税の所得割額が23万5千円以上の世帯に属する方で、高額治療継続者(いわゆる「重症かつ継続」)に該当する方は、令和3年3月31日までの経過的特例として自立支援医療制度の対象(自己負担上限月額2万円)となっています。この特例措置に該当し、自動継続で有効期間が令和3年4月1日以降に延長された方でも、経過的特例が延長されない場合は、有効期間は令和3年3月31日までとなります。(自動継続の場合は受給者証が発行されませんが、自己負担上限額が2万円の方は全員この特例の対象です。)経過的特例の今後の取り扱いについては、現在厚生労働省において検討中です。